

医政発 0327 第 23 号
平成 30 年 3 月 27 日

公益社団法人 全日本病院協会 会長 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」等の一部の公布について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0327 第 23 号

平成 30 年 3 月 27 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」等の公布について（通知）

平成 30 年度税制改正の大綱（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、社会医療法人の認定要件及び特定医療法人の承認要件について、所要の見直しを行うこととなりました。

これに伴い、本年 3 月 22 日付で、「医療法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 77 号。以下「改正 5 事業告示」という。）」が告示され、また同月 26 日付で、「医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 36 号。以下「改正省令」という。）」が公布されるとともに、「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 133 号。以下「改正特定医療法人告示」という。）」及び「医療法施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 132 号。以下「改正予防接種告示」という。）」が告示されました。

この省令等の内容は下記のとおりですので、貴職におかれではこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正省令について

- 1 社会医療法人の認定要件として、新たに、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院に係る業務に係る費用の額が、経常費用の額の 100 分の 60 を超えることを追加すること。（改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「新規則」という。）第 30 条の 3 第 1 項第 2 号イ関係）
- 2 社会医療法人の認定要件として、社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 100 分の 80 を超えることとされているところ、当該社会保険診療等に係る収入金額に、新たに予防接種に係る収入金額及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による保険給付に係る収入金額を加えること。（新規則第 30 条の 3 第 1 項第 2 号ロ関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこと。

第 2 改正特定医療法人告示について

特定医療法人の承認要件として、社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 100

分の80を超えることとされているところ、当該社会保険診療等に係る収入金額に、新たに予防接種に係る収入金額、助産に係る収入金額及び介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額を加えることとする。(改正特定医療法人告示による改正後の租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成15年厚生労働省告示第147号)第1号口関係)

第3 改正予防接種告示について

医療法施行規則第57条の2第1項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号。以下「予防接種告示」という。)の題名及び本則中「第57条の2第1項第2号イ」を「第30条の35の3第1項第2号口」に改めること。これは、第1の2に係る医療法施行規則の改正を行うことに伴い、予防接種告示の根拠規定を医療法施行規則第57条の2第1項第2号イから新規則第30条の35の3第1項第2号口に変更するため、所要の規定の整備を行うものである。

第4 改正5事業告示について

社会医療法人の認定要件のうち、小児医療に係る実績について、現行で認められている診療報酬上の時間外等加算の件数に加えて、診療報酬上の時間外等加算を算定することができない診療時間外等の小児医療に係る診療の件数についても、その診療の件数を以て実績に含めることができるようすること。(改正5事業告示による改正後の医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成20年厚生労働省告示第119号)第5条第3号関係)

第5 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、平成30年4月1日から施行すること。また、改正5事業告示、改正予防接種告示及び改正特定医療法人告示についても平成30年4月1日から適用すること。

2 経過措置

- (1) 第1については、医療法人の平成30年4月1日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例によること。(改正省令附則第2条関係)
- (2) 第2については、医療法人の平成30年4月1日以降に始まる事業年度について適用し、医療法人の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例によること。
- (3) 第4については、医療法人の平成30年4月1日以降に行われる社会医療法人の認定の申請又は社会医療法人が毎会計年度終了後3月以内に都道府県知事に提出する申請等について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例によること。

第6 関係通知の改正

改正省令等の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。

改 正 後		改 正 前	
○厚生労働省令第三十六号 (社会医療法人の認定要件) 第三十条の三十五の三 (略)		医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項第六号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 平成三十年三月二十六日 医療法施行規則の一部を改正する省令 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。	
(略)		厚生労働大臣 加藤 勝信 (傍線部分は改正部分)	
二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額が経常費用の額の百分の六十を超えること。		二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額が経常費用の額の百分の六十を超えること。	
ロ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働		ロ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働	

2

ハ・一 (略)

ハ・二 (略)

2

ロ・ハ (略)

ハ・二 (略)

者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)(第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「社会保険診療に係る収入金額」という。)、健康増進法(平成十四年法律第二百三号)第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)(第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「健康増進事業に係る収入金額」という。)、予防接種(予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第六項に規定する定期の予防接種等の他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。)に係る収入金額(助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものに除く。)に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。)(第五十七条の二第一項第二号イにおいて同じ。)に係る収入金額(助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものに除く。)に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。)(第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「助産に係る収入金額」という。)の合計額が全収入金額の百分の八十を超えること。

(運営に関する要件)

第五十七条の二 平成十八年改正法附則第十一条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当するいふ。

イ 社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種に係る収入金額、助産に係る収入金額及び介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額が、全収入金額の百分の八十を超えるいふ。

(運営に関する要件)

第五十七条の二 平成十八年改正法附則第十一条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当するいふ。

イ 社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種(予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第六項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう)に係る収入金額、助産に係る収入金額及び介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げる給付に係る収入金額を除く)の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えるいふ。

2 口・ハ (略)

2 口・ハ (略)

2 口・ハ (略)

2 口・ハ (略)

別記様式第一の三中「医療法施行規則 別記様式第一の3(第30条の3関係)」を「別記様式第一の二(第三十条の三十六の三関係)」に改め、同様式を別記様式第一の二に改める。

別記様式第一の四中「医療法施行規則 別記様式第一の4(第30条の36の9関係)」を「別記様式第一の三(第三十条の三十六の九関係)」に改め、同様式を別記様式第一の三に改める。

別記様式第一の五中「別記様式第一の5(第39条の4関係)」を「別記様式第一の四(第三十九条の四関係)」に改め、同様式を別記様式第一の四に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の医療法施行規則第三十条の三十五の三の規定は、医療法人のこの省令の施行の日以後に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第七十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第百十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五に規定する認定の申請及び医療法第五十二条第一項に規定する書類の届出については、この告示による改正後の医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

		改	正	後	改	正	前
		(小児医療に係る基準)		(小児医療に係る基準)		(小児医療に係る基準)	
第五条	法第三十条の四第二項第五号ホに掲げる小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。	一・二	(略)	一・二	(略)	一・二	(略)
三	当該業務の実績 当該病院において当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 6、注 7 及び注 8 に掲げる六歳未満の乳幼児に対する初診を行つた場合に加算される当該加算（これに相当する加算及びこれに相当する診療の件数に占める診療時間外等において六歳未満の乳幼児に対する初診を行つた場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数に占める診療時間外等において六歳未満の乳幼児に対する初診を行つた場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合が百分の二十以上であること。	三	当該業務の実績 当該病院において当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 3、注 4 及び注 5 に掲げる六歳未満の乳幼児に対する初診を行つた場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数に占める診療時間外等において六歳未満の乳幼児に対する初診を行つた場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合が百分の二十以上であること。	三	当該業務の実績 当該病院において当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 3、注 4 及び注 5 に掲げる六歳未満の乳幼児に対する初診を行つた場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数に占める診療時間外等において六歳未満の乳幼児に対する初診を行つた場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合が百分の二十以上であること。	三	当該業務の実績 当該病院において当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 3、注 4 及び注 5 に掲げる六歳未満の乳幼児に対する初診を行つた場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数に占める診療時間外等において六歳未満の乳幼児に対する初診を行つた場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合が百分の二十以上であること。

○厚生労働省告示第百三十二号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成二十九年厚生労働省告示第三百十四号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種</p> <p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号</p> <p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第五十七条の二第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。</p>	<p>医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種</p> <p>医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第五十七条の二第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。</p>
一〇五 (略)	一〇五 (略)

改 正 後	○ 厚生労働省告示第百三十三号 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第三十九条の二十五 基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成十五年厚生労働省告示第百四十七号)の一部を次の表のよう改正し、医療法人の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、医療法人の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。 平成三十年三月二十六日
改 正 前	厚生労働大臣 加藤 勝信 (傍線部分は改正部分)
租税特別措置法施行令第三十九条の二十五 第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当すること。	租税特別措置法施行令第三十九条の二十五 第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当すること。
イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね百分の十以下の場合を	イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収

二 (略)	二 (略)	二 (略)
二 (略)	二 (略)	二 (略)

いう。)の場合に限る。)を含む。)」健康増進法(平成十四年法律第百三号)第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合に限り、)予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第六項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三条の三十五の三第一項第二号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成二十九年厚生労働省告示第三百十四号)に定める予防接種に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るもの)を除く。)に係る収入金額(一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。)並びに介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。)の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

いう。)の場合に限る。)を含む。)及び健康増進法(平成十四年法律第百三号)第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合に限り、)合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。